

令和 5 年 1 月 27 日

第 18 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

招集日時及び場所

日時 令和5年1月27日
午後1時30分～午後2時55分
場所 出水市役所本庁 4階大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長 横峯 均

1番	大城 勝司	7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫	14番	田下 勉
3番	福本 悟			15番	福山 勝也
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵	11番	松元 重忠	17番	外園 優
6番	井町 和夫	12番	花園 ハルエ	18番	澤田 泰之

農地利用最適化推進委員

20番	時吉 大喜	25番	岩元 慎太郎	29番	吉田 直
21番	田中 智彰	26番	内木場 義友	30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三	27番	武宮 豊	31番	坂元 敦信
23番	澤田 みね子	28番	外 雅夫	32番	花田 初男
24番	三原 仁				

(2) 欠席委員

農業委員

9番 尾道 睦雄

その他出席者

戸崎、浦崎、倉本、大島

会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農地の競売・公売参加適格証明願について
議案第 3号	農用地利用集積計画について
議案第 4号	農地中間管理権の取得について
議案第 5号	農用地利用配分計画について
議案第 6号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 7号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 8号	非農地判断について
議案第 9号	許可相当となっている転用申請の変更について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから第18回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。ただいまの出席委員は18名で定足数に達しております。なお、9番〇〇委員から、欠席届が提出されております。また、推進委員は全員の出席となっております。

次に会議録署名委員を指名いたします。16番〇〇委員、17番〇〇委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」という者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

議長 それでは付議事件議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、お願いします。

事務局 (議案第1号について、資料に基づき説明)

議長 それでは7番〇〇〇〇委員、調査結果の報告をお願いいたします。

7番 7番〇〇です。調査日につきましては1月24日午後、〇〇委員、〇〇〇〇推進委員、事務局職員で、調査審議しました結果を報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の第1項から第3項までを報告いたします。

まず、第1項ですけれどもこれにつきましては親子間の所有権移転ということで、現地調査につきましては行っておりませんが、場所につきましては、328号バイパスの養護学校の北約300メートルのところになるようです。位置図につきましては3ページの左側になります。

事務局のほうからありましたように、管理がよくなされているということです。

それから2項につきましては、位置図につきましては、3ページの右側を御覧ください。

申請地はJA米ノ津事業所から、北西へ700メートルほど行ったところにあります。許可後につきましては水稻を耕作されるということですが、〇〇〇番〇に分筆されておまして、左側のほうにつきましては、倉庫を建てられるそうで先ほどありましたように、165ページのほうに申請が出ているようですので、よろしくをお願いいたします。申請人との関係につきましては、知人ということになります。

1-3項につきましては、位置図につきましては4ページの左側を御覧ください。

申請地は、野田支所から南へ約450mいったところにありますが、許可後につきましては植木を耕作されるとのことで、〇〇〇番と〇〇〇番の譲受人の土地になっている間のあるところで、前は甘藷をされておりまして、きれいに管理されており、すぐにでも植木の植え込みができるような状態になっておりました。

以上、所有権移転第1項から第3項につきましては、農地法第3条第2項に該当しないため、許可相当と判断いたしました。以上で報告を終わります。

議長 3番〇〇委員お願いします。

3番 3番〇〇です。調査日時等につきましては先ほど報告ありましたので省略いたします。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、賃借権の設定1-101項から1-102項までを報告いたします。

議案第1号賃借権設定の第101項ですが、3筆申請されていますが、位置図は、4ページの右側を御覧ください。

斜線の〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、3筆の合計が2,491㎡の田です。

申請地は、市役所から北へ1キロほど行ったところにあります。許可後は水稻を耕作されるとのことでした。申請人との関係は他人です。現地は、3枚を1枚に今きれいに平地にし、耕うんしてありました。

議案第1号賃借権設定の1-102項ですが、位置図は5ページを御覧ください。

左側斜線位置が〇〇〇〇番、〇〇〇〇番の2つの合計が4,387㎡の田です。

また、同じ位置図で5ページ右の斜線部分。〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇の3筆の合計が2,807㎡の田です。申請地は、野田支所から南東へ1キロほど行ったところにあります。許可後は水稻を耕作されるとのことでした。申請人との関係は他人です。

現地は、5ページ左側はきれいに耕うんしてあり、5ページ右側は3枚を2枚にして耕うんしてありました。

以上賃借権の設定、1-101から1-102項は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見御質問をお受けいたします。
ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では所有権移転及び賃借権の設定については、全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 議案第1号農地法3条の規定による許可申請について、所有権移転及び賃借権の設定については、全件許可と決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号農地売買公売参加適格証明願が提出されておりますので、お願いいたします。

事務局 (議案第2号について資料に基づき説明)

議長 3番〇〇委員報告をお願いします。

3番 3番〇〇です。議案第2号、農地の競売公売買受け適格証明願についてです。
詳細については3条申請の調査員と同じですので、省略をさせていただきます。
農地の競売公売買受け適格証明願について、第1項、位置図は7ページを御覧ください。
斜線部分、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、2筆の合計5,959㎡の田です。

申請地は、野田支所から、北東に1.5キロほど行ったところにあります。許可後は水稻を耕作されるとのことでした。現地は1枚、2枚ともブロッコリーを植えてありました。申請人は、WCSや水稻などを手広く耕作されています。

以上農地の競売公売買受け適格証明については、農地法第3条の規定により適格であるこ

とを承認すると判断します。以上です。

議長 報告が終わりました。御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

調査員の報告では適格であると報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは公売、参加につきましては、適格と決定をいたします。

なお、農地法第3条の許可申請をされた場合、会長の専決処分として3条の許可証を発行してもよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それではそのように取り扱います。

議長 続きまして議案第3号農用地利用集積計画についてそれから、議案4号、農地中間管理権の取得について、議案第5号農地利用配分計画についてを一括して審議をいたします。

議事参与の制限に該当する委員がいらっしゃいますので〇〇委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員の退席をお願いいたします。それではお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。7番〇〇〇〇委員お願いします。

7番 7番〇〇です。調査日と調査委員につきましては省略いたします。

ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので適当と判断いたしました。

以上です。

議長 御意見御質問をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」の声)

議長 調査員の報告では適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは調査員の報告どおり、適当と決定いたします。

(〇〇委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員入室)

議長 それでは事務局、総括について説明をお願いいたします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 3番〇〇委員、報告をお願いします。

3番 3番〇〇です。

ただいま事務局から説明がありました案件につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断いたしました。

以上です。

議長 事務局及び調査員の報告は終わりました。

御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

調査員の報告では全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第3号農用地利用集積計画について、議案4号農地中間管理権の取得について、及び第5号農地利用配分計画については全件適当と決定いたします。

議長 議案第6号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第6号、除外第1項総会資料により説明)

議長 ○○○委員、お願いします。

4番 4番○○です。1月25日、○○委員と○○推進委員、事務局職員と調査した結果を御報告いたします。

162ページ、議案第6号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に関わる意見について、除外1項でございます。地籍図については、163ページ左側を御覧ください。

申請地は、高尾野町大久保、上り立交差点より北へ300mほどに位置した現在は耕作中の畑でございました。申請面積は、一般住宅1棟を建設するための敷地でありまして、499㎡ということで、妥当であろうと思われまます。

造成については、50cmほど盛土をしまして、周辺を、3、4段のブロックを積み込むということで説明を受けました。生活雑排水については下水道、雨水については、道路側溝の溝へ流すとのこととございました。農用地区域の外周部に接しており、周辺の農地への影響はないと思われまます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われまます。農用地区域用途区分変更要件転用区分の変更には要件を満たしておりますので、やむを得ないと判断しました。以上です。

議長 続きまして、2項をお願いします。

事務局 (議案第6号、除外第2項総会資料により説明)

議長 ○○委員お願いします。

15番 はい、15番○○です。調査日は、先ほど○○委員からの報告と同じなので省略いたします。

申請地は、大野原町リハシップあいから北へ150mほどに位置した、現在不耕作の畑です。申請面積は、一般住宅1棟建築する敷地面積として329㎡で、妥当だと思われまます。50cmほど盛り土をして、土砂の流出がしないように土留工事をするという事です。生活雑排水は合併浄化槽、雨水については道路側溝へ流すとのことです。畑の灌水設備がまだありましたけれども、隣の畑のほうに移設するという事でした。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われまます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では、第1項、第2項ともやむを得ないと報告されましたが、

そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第6号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に関わる意見については、全件やむを得ないと決定いたします。

議長 続きまして議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第7号、第1-1項について総会資料により説明)

議長 ○○○委員、調査の報告をお願いします。

4番 4番○○です。調査日時については先ほど報告しましたので省略させていただきます。

議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1-1項、位置図につきましては166ページ左側を御覧ください。申請地は、西出水町リハシップあいの道路を挟んだ東側に位置し、現在不耕作の畑でございました。申請面積は、一般住宅1棟を建設する敷地面積でありまして、162㎡であり、妥当と思われれます。造成については現状のまま利用し、ブロックを1段積み込んで、土砂の流出を避けるということでございました。

生活雑排水については、下水道、雨水については、道路側溝に流すということで説明を受けました。周辺農地への影響はないと思われれます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないため、許可相当と判断しました。

議長 続きまして第2項、説明をお願いします。

事務局 (第1-2項について総会資料により説明)

議長 ○○委員をお願いします。

4番 4番○○です。日時は省略いたします。

第1-2項でございます。第1-2項については、162ページの農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に関わる意見、第1項で御説明いたしましたので省略をさせていただきます。許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして第3項の説明をお願いします。

事務局 (第1-3項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

15番 15番○○です。第1-3項につきましては、162ページ、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に関わる意見について第2項で説明しましたので、省略いたします。許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして第1-4項、お願いします。

事務局 (第1-4項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、お願いします。

8番 8番○○です。1月25日、○○委員と○○○推進委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。

申請地は、上鯖淵一本松交差点横に位置し、不耕作の畑です。申請面積は、現在ある事務所を建替えるため、倉庫の移転敷地に利用するための面積として、33㎡であり、妥当であると思われれます。

事務所の移転にかかる一体利用地として、雑種地二筆、宅地一筆があり、全体面積は1、

036.74㎡となります。造成については、80センチ程度盛土をして利用し、土砂が流出しないように、ブロックを設置する予定であるということです。生活雑排水は下水道、雨水については、道路側溝を利用されるそうです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きますで第1－5項、お願いします。

事務局 (第1－5項について総会資料により説明)

議長 ○○委員お願いします。

2番 2番○○です。1月25日、○○委員、○○○推進委員、事務局職員で調査した結果を報告いたします。

ページは165ページ、第1－5項、地図は168ページ、左です。申請地は、住吉町、住吉簡易郵便局から、南東へ100メートルほどに位置するところです。申請面積は、事業用倉庫1棟及び駐車場の面積として529㎡であり、妥当であると思われます。

また、この倉庫には、トイレ、洗面所等を造るため生活雑排水は、前の道路の下水道に接続するということでした。造成については、50センチ程度盛土をして、隣接境界にはブロックで境界を設置するということでした。

また、周辺農地に影響ないと思われましたので協議の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 はい、事務局、調査員の報告を終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

はいどうぞ。

10番 10番○○です。167ページの第1－4項、所有権の協同商事というところありますけども、この周りに地番がないところがあるのですが、これ道路ですかね。

事務局 はい、道路です。

10番 道路ですね。分かりました。

それでは、今も道路ならばばらばらに区切らなくても、そのまま真っすぐに変えてもいいと思うのですが、いかがですか。

議長 はい、事務局お願いします。

事務局 ここは丁度、一本松交差点のですね、国道になっているところで、国道にとられた残地がこの33㎡ということになっております。

今の地図の問題ですが、本来は直すべきところでなんでしょうけど、もう合筆もされてなくて、登記簿謄本もそのまま残っておりますので、地図もこういう格好になっております。

今回、どこも道路用地などにとられて、きちんと地番が割り振られているところあると思いますけど、今の西回り自動車道路にしても、道路に取った部分は、そのまま名義だけが国土交通省に変わっておりますけど、地図上はこのように残っております。

これは法務局の登記名義、地図を変えないと、農業委員会システムも変わってこないということでございますので、御了承願います。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告では、第1－1項から5項につきまして、全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第7号、農地法第5条の許可申請につきましては、全件許可相当と決定いたします。

議長 続きまして、議案第8号非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (第1項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

8番 はい、8番○○です。

申請地は汐見町の西新田自治公民館の南側に位置し、不耕作の畑です。申請地周辺の状況から見て、申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態でありました。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしておりますので、承認と判断いたしました。

議長 第1-2項の説明をお願いします。

事務局 (第1-2項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

2番 はい、○○です。調査日等は先ほど説明したので省略いたします。

169ページ1-2項、地図は、170ページ右です。申請地は高尾野町江内、江内小学校から西へ250mほどに位置し不耕作の畑です。○○○○番○ですが、ここは○○○○番○の宅地の下にありまして、現在はカーポートというか、車庫にしているところでした。土地も半分ぐらいコンクリートを張ってあるような状況でした。これは○○○○番○の宅地の人が、地元へ帰省することになり、駐車場がないということで、畑とは知らずに借りて、そのままの状態です。今度贈与するということになった時に畑だということが分かったの申請でした。

また、○○○○番の斜線の部分ですが、ここは入ることが出来なくてこの辺は竹林になっている状態です。現場の状況から見て、申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態でした。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 調査員の報告は終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第8号、非農地判断については、全件承認と決定いたします。

議長 皆さん方のほうに、新たな冊子で議案追加ということで資料が配っていると思います。この件について、議案第9号、許可相当になっている転用申請の変更についてということで議題として取上げたいと思います。

それでは事務局、説明をよろしくをお願いします。

事務局 (議案第9号、許可相当になっている転用申請の変更について、配布した資料により説明)
議長 委員の皆様、説明お分かりでしょうか。〇〇さんの名義で、農地法第4条による許可申請をするということで、本市農業委員会でも議決をし、議事録として残したほうがいいという判断でございますので、皆さん方に許可相当になっている転用申請の変更ということでお諮りをいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 この案件につきましては、提案のとおり農地法第4条による許可申請として処理する。そのように決定をさせていただきます。

議長 続きまして、日程7令和5年度の出水市農作業賃金等標準額についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 ただいま説明がございましたが、何か皆さん方から御質問ございませんか。

4番 4番〇〇です。出水市の作業賃金ということで、別紙にもかなり書いてございます燃料の高騰とかいろいろ書いてありますが、これに関しては、税込み価格ということで考えてよろしいんですかね。

事務局 一応、例年税込み価格でございまして、来年度も税込み価格ということで、公表をしようと考えております。

4番 それに関してですね皆さんも御存じだと思うんですが、今年の10月からインボイスという制度がありまして、私もあまり勉強不足なんですが、インボイスの場合、課税農家、非課税農家ということでありまして、これ税込みということは課税される方はこの金額を農家に請求すると。非課税の方は、どうなのかなというので結局これから、消費税額を引いた値段を農家の方に請求するのかなというそこ、そのところがちょっと若干、私も勉強不足で分からなかったもんですから、インボイスのことで皆さんどのような御意見なのかちょっとお聞かせいただければと思っております。以上です。

議長 ただいま〇〇委員から、皆さん方に御意見をお聞きしたいということですが、意見を持ち合わせていらっしゃる方、どなたからでも結構です。

6番 6番〇〇ですけど、私の会社もですね人の受入れをしたりとかですね、するんですがやっぱり税金の関係が変わってくるんですね請求とかいうのは。だから、税抜きでしてもらったほうがいいんじゃないかと思うんですね。計算しやすいんですよそっちのほうが、請求する上ですね。

やっぱり税金を納めてる方と収めてない方でまた違ってきますからそこは、という意見です。私の考えでは、はい。

議長 局長

事務局長 この件に関しましては、10月1日からインボイス制度ということで、導入が決まっております。これに向けて今皆様いろいろ、手続等も進んでいらっしゃるかと考えておりますけれども、近隣それから農業会議等々ですね、インボイスについての公表の仕方ですね、どのようにしたほうがいいかという、調査も行いまして、阿久根市ですとか近隣のところは、税込み価格で表示をしようということで、総会のほうで決定しているようです。ただし、農業

会議のほうがですね分かりにくければ税込み価格と税抜き価格と両方表示してもいいのではないかなという意見もいただいているんですけども、その辺は皆さんも税抜き価格だけでいいのか、その二つとも書いたほうがいいのか、混乱ないようにしたらいいのではないかと
いう農業会議からの、御意見はいただいているところです。

議長 農業会議としてはそのような格好で併記して記入する。阿久根、長島については今までど
おりの表記ですということだそうです。

ほかにございませんか。

お二方の御意見が出ておりますが、採決をいたします。

このままでいいという方、それから併記をしたほうがいいという方、2通りになると思
いますので、よろしく願いいたします。

記載の方法ですけれどもこれは税込みの価格ですので、併記して税抜の価格を併記すれば
いいんじゃないかなあという、今、考え持っているんですけども、いかがでしょうか。御
意見ございませんか。

結局、一方のほう、もうちょっともう1回作り直さないかんですけれども、併記してお
けば見やすいんじゃないかなあと思うんですよ。

はい、皆さん方がよければそのような格好で修正をし直してまた皆さん方のほうにお渡し
をいたしたいと思えますけれども、それでよろしいですか。

(「異議なし」の声)

議長 はい、それではそのように決定をさせていただきます。

なおあくまでも標準価格ですので、依頼者と、作業者の方の、御協議というのも必要かと
思いますので、そこらあたりについては標準価格はこうですよというのを説明した後でもち
よっとなあって、いろいろと協議をしながらスムーズに賃金が決定されることをお願いいた
したいと思えます。

議長 皆さんほかにございませんか。

はい、どうぞ。〇〇委員。

24番 二つほどちょっとお伺いしたいと思いますけども、先ほどありました農作業賃金と標準額
ですね、頼む人、頼まれる人は気持ちがいろいろあって、この高騰物価の中、受託する人は
もうちょっと上げてよというような気持ちがあるんですけどもまず、今度春闘を5%の賃上
げ要求等を要求されるんですけども、この中で前年対比この金額はどのぐらいをパーセント
で上がってるのかなってないのかちょっと教えていただきたいのと、ここにある、標準額と
いう表現なんですけども、やっぱりこれがたたき台プラスリーダーとなって、これがどんと
こないことには、なかなか、農家さんの受託する人も受託される人も、標準額っちゃうかプ
ラスリーダーだってこれがどんどんこだけですよってことを言ってもらわないと。受託す
るほうもちょっと苦しいんじゃないかなあと思うんですよね。で、前年対比、どのぐらい設
定が上げてあるのかちょっとお伺いしたいと思います。

関係費用等の状況というのをつけてあるんですけども、ここの、今回に関しましては大
変厳しい状況なのでですね何%という、もう1回そここのところすいません。説明していただ
きたいんですが。

米の単価とかがですね。もう大変厳しい状況でもある。

事務局 いろいろな状況を考慮して、令和3年度に大きく見直されたんですけども。また御意見

があれば、来年度見直しの前でも、いろいろ御意見を皆様にお伺いして、反映させたもの
できたらと考えております。

議長

ほかにございませんか。

ないようでしたらですね、55分になりましたけれども、3時5分から御案内しておりま
す農業者年金についての勉強会ということで、設定をしてございます。

これで第18回出水市農業委員会定例総会を終了させていただきます。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印